
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 **【審議事項】IAS 第 32 号「金融商品：表示」 特別買収目的会社 (SPAC)：公開株式の金融負債又は資本への分類**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2022 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「特別買収目的会社 (SPAC)：公開株式の金融負債又は資本への分類」について、アジェンダ・ペーパー及び議論の内容をご説明すること及び当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、関連する資料として、別紙に次を提示している。
 - (1) 別紙 1 2022 年 3 月 IFRIC Update のアジェンダ決定案
 - (2) 別紙 2 2010 年 3 月 IFRIC Update のアジェンダ決定
 - (3) 別紙 3 関連する IFRS 基準（抜粋）

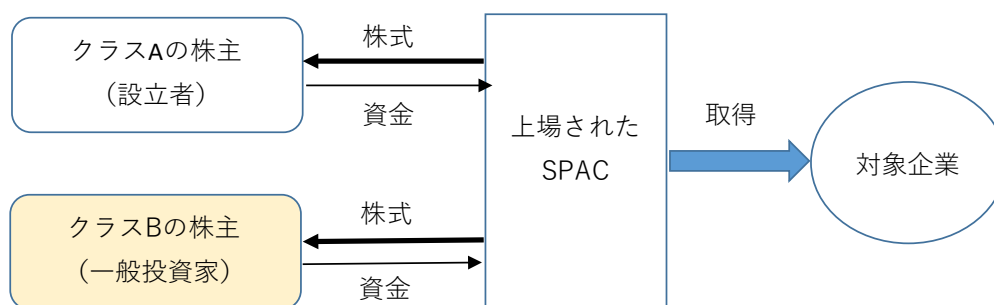
II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、特別目的買収会社（以下「SPAC」という。）が発行した株式の金融負債又は資本への分類に関する IAS 第 32 号の適用に関する要望書の提出を受けた。
3. アジェンダ・ペーパーによると、要望書に記述された概要は以下のとおりである（別紙 1 の「アジェンダ決定案」の冒頭及び次頁の図表も参照のこと）。
 - (1) SPAC は、まだ特定されていない対象企業を取得するために設立された上場企業である。
 - (2) SPAC が発行する株式には、設立者向けの株式（クラス A 株式）と一般投資家向けの公開株式（クラス B 株式）の 2 種類がある。
 - (3) クラス B の株主は、対象企業の取得が承認された後、株式の払戻しを請求する権利を有する（一部の SPAC では、取得に反対票を投じた株主のみがこの権利を有する。）。
 - (4) 一定期間内（通常は SPAC の上場から 2 年間）に企業を取得しなかった場合、SPAC

は清算される。この場合、エスクロー口座¹ (escrow account) に保管される IPO 資金から一定の費用を差し引いた金額が、クラス B の株主、クラス A の株主の順で償還される。ただし、以下の①又は②により SPAC の延長が議決されれば、SPAC は存続する。

- ① (クラス A 及びクラス B 合同の) 株主総会における、株主の 3 分の 2 以上の賛成による承認
- ② 独立して開催されるクラス A の株主総会における 3 分の 2 以上の賛成による承認及びクラス B の株主総会における 3 分の 2 以上の賛成による承認

(要望書で記述された概要のイメージ)



4. 要望書は、上述の 2 種類の株式のうちクラス B 株式について、発行者である SPAC が負債又は資本のどちらに分類するかを明確化を求めている (具体的な論点は後述)。

III. 2022 年 3 月の IFRS-IC 会議

IASB スタッフの分析及び結論

5. IASB スタッフは、クラス B 株式の分類に当たり、現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を含む又は含まないという要件 (IAS 第 32 号第 16 項(a) (i)) の充足について分析している。
6. 具体的には、次項以降において、まず、前項で記載したような義務が問題となるケースとして、要望書が言及する 2 つの場面 (後述の論点①及び②) について、それぞれ異なる見解とその理由を整理している。そのうえで、検討の際にポイントとなる株主の裁量に関する評価についての問題が要望書以外のケースで生じているか否かを確認し、

¹ 複数の当事者が取引を完了するまでの間、資金を信託する口座。

その問題を議論している IASB の FICE プロジェクトの動向を確認している。IASB スタッフは、それらの確認事項を踏まえ、結論を示している。

(論点①及び②における異なる見解とその理由の整理)

論点①：クラス B の株主が株式の払戻しを要求する権利を有している場合に、SPAC は現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を有するか

7. 本資料第 3 項(3)のように、対象企業の取得が承認された後、クラス B の株主は株式の払戻しを要求できる権利を有している（権利が行使された場合、SPAC は払戻しに応じる義務を有している）が、この場合において、株式の発行者である SPAC が現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を有するか否かで見解が 2 つに分かれている。各見解とその理由は、以下のとおり。

見解 1	見解 2
義務を有していない (現金の引渡しを回避する無条件の権利を有している)	義務を有している (現金の引渡しを回避する無条件の権利を有していない)
(理由) <ul style="list-style-type: none"> ・ SPAC の経営者は、取得の対象を株主総会で提示しないことを決定できる。 ・ 金融負債は契約上の義務を定義とするため、分類において、契約上の取決めにない要因を考慮しない。 ⇒ SPAC の目的（対象企業を取得する）から生じる可能性のある経済的強制力は考慮しない。	(理由) <ul style="list-style-type: none"> ・ SPAC の目的の充足は契約上のコミットメントと考えることができ、経営者は、取得の対象を提示するのを控えることはできない。 ・ SPAC の契約条件を通じて、間接的に契約上の義務が成立している。 ・ SPAC の財務諸表は継続企業ベースで作成されるため、SPAC がその目的を達成しようとする必要がある。

論点②：一定期間経過後に SPAC が清算される取引条件の下で、SPAC はクラス B の株主への償還義務を回避できるか

8. 論点①で見解 1 を採る場合でも、本資料第 3 項(4)のように、通常、一定期間が経過した後、SPAC が清算される（この場合、SPAC はクラス B 株主への償還の義務を負う）ため、通常は、SPAC が現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を有すると考えられる。しかし、SPAC の延長が議決されれば、SPAC を清算せずに存続させることができるため、株主総会での延長の議決が SPAC（企業）の行為と考えられるかどうかで見解が 2 つに分かれる。各見解とその理由は、以下のとおり。

見解 1	見解 2
資本（償還の義務は回避できる）	負債（償還の義務は回避できない）
<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会における SPAC の延長（清算を回避）議決が可能。 ⇒ この議決は SPAC としての行為で、株主の行為ではない。 ・ SPAC 延長の議決が①クラス A 及び B 合同の株主総会で行われるか、②独立した 2 つの株主総会で行われるかで、見解が枝分かれする。 ⇒ ②については、各株主の特定の利益が反映されることを示しているため、SPAC の行為でないとの見解がある（←「負債」に分類）。 	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会で irregular な決定をもたらす株主の行為は、企業の行為とはみなされない。 ・ SPAC は最終的には清算されるか、対象企業を取得することになるため、SPAC はクラス B の株主への現金等の引渡しを回避する無条件の権利は有していない。

（株主の裁量に関する評価）

9. 株式の発行者である SPAC がクラス B の株主への償還義務を回避できるか否かについて見解が分かれるのは、クラス B の株主の裁量（株式の払戻しを要求するかどうか）を企業の行為と捉えるかどうかに起因する部分があり、IASB スタッフは、要望書が記述する特定の事実パターンについて確認を行っている。要望書では、次のとおりとなっている。

- ・ クラス B の株主は、
 - ①企業の取得が承認された場合に株式の払戻しを要求することができる、又は、
 - ②SPAC の清算の際、すべてのクラスの株主が SPAC の延長に賛成しない限り、払戻しを受ける。

10. この点に関連し、IASB スタッフの調査、2018 年の FICE ディスカッション・ペーパー²に関する利害関係者との議論や寄せられたフィードバックを見る限り、前項の事実パターン以外の状況においても、株主が裁量を有する場合に企業が現金又は他の金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有するかどうかの評価について疑問が生じてい

² 2018 年 6 月に公表されたディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」(DP/2018/1)

るとされている³。

11. 前項を踏まえ、IASB スタッフは、「要望書の問題はより幅広い実務上の問題の一部であり、特定の事実パターンのみを単独で分析するべきではない。もし単独で分析すれば、会計基準の適用について同様の疑問を生じさせる事実パターンにおいて、意図しない結果をもたらす可能性がある」旨の見解を示している。

(FICE プロジェクトの動向)

12. 金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類するための基本原則は IAS 第 32 号「金融商品：表示」に記載されているが、同会計基準には、株主の裁量で現金を引き渡す契約上の義務を伴う金融商品の分類に関する要求事項は含まれていない。また、どの決定が企業の決定とみなせるかを決定する適用指針も含まれていない。こうした点は、利害関係者からも指摘されている。
13. 前項の状況を踏まえ、IASB では、株主の裁量で現金を引き渡す（又は金融負債となるような方法で決済する）契約上の義務を伴う金融商品の分類について、FICE プロジェクトで検討する実務上の課題の 1 つと位置付け、2021 年 9 月及び 2022 年 2 月の IASB ボード会議において議論を行っている。
14. 2022 年 2 月の IASB ボード会議では、株主の特定の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価する際に企業が考慮し得る要素を提供することを検討していくことが暫定決定されている。

(IASB スタッフの結論及び提案)

15. 本資料第 11 項及び前項の整理を踏まえ、IASB スタッフは、この要望書に記載されている論点は、単独では、IASB や IFRS-IC が費用対効果の高い方法で対処するには狭すぎるため、IASB が FICE プロジェクトに関するより広範な議論の一部として、この論点を検討すべきであり、デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項に照らし、IFRS-IC は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを提案した。

³ アジェンダ・ペーパーでは、次の事例が紹介されている。

- (1) 企業が普通株の配当を行う場合にのみクーポンを支払うこととなっている優先株式（普通株式の配当支払には、株主総会での単純多数決による承認が必要）
- (2) 企業の支配権に変動が生じた場合に、企業が現金での償還を求められる金融商品（支配権の変更は、株主総会における一般株主の単純多数決による承認が必要）
- (3) 投資家からベンチャー・キャピタルの資金調達のために発行される、普通株式に転換可能な優先株式（事業売却に関する意思決定は、優先株主を含むすべての株主による議決により行われる）

IFRS-IC 会議での議論の概要

16. IFRS-IC メンバーの多くは、全体として、本件は幅広い実務上の論点の一部として IASB の FICE プロジェクトにおいて検討すべきとするスタッフ提案に賛成した。
17. また、実務には多様性があり、契約上の条件が株主に現金の引渡しを回避できる権利を与えるシナリオがあること、また、本件の中心的な論点である株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかの評価については、IAS 第 32 号には要求事項がなく、IASB が進めている FICE プロジェクトのより広い議論の一部として検討されるべきとの IASB スタッフの提案についても同意した。
18. そうした中、SPAC が発行する株式は、SPAC の存続期間が限られている（存続期間の延長は株主総会の議決で可能だが、それでも無期限ではない）との指摘や、所有と経営が分離している状況において、経営者が議決権付きの株式の過半数を制御できている状況は珍しく、そうした珍しい状況でない限り、企業の制御可能な範囲を超えていると考えられる等の指摘が聞かれ、クラス B 株式は金融負債ではないかとの意見が多く聞かれた。

以 上

別紙1 2022年3月IFRIC Updateのアジェンダ決定案

特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の金融負債又は資本への分類（IAS 第32号「金融商品：表示」）

委員会は、特別買収目的会社（SPAC）が発行した株式の金融負債又は資本への分類に関するIAS 第32号の適用に関する要望書を受け取った。SPACとは、まだ特定されていない対象企業を取得するために設立された上場企業である。

要望書は、2つのクラスの株式（クラスAとクラスB）を発行するSPACについて記述していた。クラスBの株主は次のようになっている。

- a. SPACの株主が対象企業の取得を承認した場合には株式の払戻しを要求する契約上の権利を個々に有している。
- b. SPACが清算される場合には払戻しを受ける。SPACは、所定の期間内に対象企業の取得が行われなかった場合には清算される。
- c. クラスAの株主とともに、対象企業の取得が行われなかった場合にSPACの存続期間を所定の期間を超えて延長する契約上の権利を有している。SPACの存続期間の延長は次のいずれかによって承認される。(i) 株主の3分の2、(ii) クラスAの株主の3分の2とクラスBの株主の3分の2が独立で。

要望書は、株主がSPACの存続期間を延長する契約上の権利がクラスB株式の分類に与える影響（特に、SPACの存続期間を延長するという株主の決定はSPACの統制の及ぶ範囲内と考えられるかどうか）に関して質問していた。この評価は、SPACが契約上の義務を決済するために現金又は他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を有しているかどうかを判定するために必要とされる。

委員会は、IAS 第32号には、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価するための要求事項が含まれていないことに着目した。委員会は、株主の意思決定に関する類似した疑問が他の状況で生じていることを認識した。株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかの評価は、国際会計基準審議会（IASB）が資本の特徴を有する金融商品（FICE）のプロジェクトで扱う予定の実務上の論点の1つとして識別されている。委員会は、要望書に記載された事項は、単独では、IASB又は委員会が費用対効果の高い方法で対処するには狭すぎると結論を下した。その代わりに、IASBはこの事項をFICEプロジェクトにおけるより幅広い議論の一部として考慮すべきである。これらの理由により、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを[決定した]。しかし、委員会は、SPACがその公開株式の分類について、財務諸表の注記で情報を開示することの重要性に留意した。

別紙2 2010年3月 IFRIC Update のアジェンダ決定

「IAS 第32号『金融商品：表示』—株主の裁量権」

IFRIC は、現金を引き渡す契約上の義務を含んだ優先株式の形式での金融商品が、支払が発行者の株主の最終的な裁量による場合に、金融負債なのか資本なのかに関するガイダンスを求める要望を受けた。

IFRIC は、IAS 第32号の AG26 項が、優先株式の保有者への分配が発行者の裁量による場合には当該株式は資本性金融商品であると定めていることに留意した。

IFRIC は、契約上の義務が発行者の株主の最終的な裁量による場合に、現金の引渡しを回避する無条件の権利を企業が有しているのかどうか（したがって、金融商品を金融負債又は資本のいずれに分類すべきか）を評価する際に、実務の不統一が存在する可能性があるとして識別した。

IFRIC は、審議会が現在、資本の特徴を有する金融商品に関する財務報告の要求事項を改善し簡素化するプロジェクトに取り組んでいることに留意した。このプロジェクトの主要な目的は、資本性金融商品と非資本性金融商品との間のより適切な区別を開発すること及び IFRS と US GAAP のコンバージェンスである。

したがって、IFRIC は、審議会がこの論点を資本の特徴を有する金融商品に関する現在のプロジェクトの一部として扱うことを提言した。審議会のプロジェクトは、資本性金融商品と非資本性金融商品との間の区別に、IFRIC がデュー・プロセスを完了するために要する期間よりも短い期間で対処すると期待された。したがって、IFRIC はこの論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

別紙3 関連する IFRS 基準（抜粋）

関連する基準（抜粋）

IAS 第32号「金融商品：表示」

定義（AG3項からAG23項も参照）

11 次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。

【参照：

AG7項及びAG23項

金融商品の定義を満たさないが金融商品として会計処理される契約について、第8項から第10項及びAG20項】

【金融商品の定義を満たさない項目について、IFRS 第9号適用ガイダンス質問B.1にリンク】

金融資産とは、次のような資産をいう。

(a) 現金

【参照：AG3項】

(b) 他の企業の資本性金融商品

(c) 次のいずれかの契約上の権利【参照：第13項及びAG12項】

(i) 他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る。

【参照：AG3項からAG12項】

(ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する。

【参照：AG7項及びAG15項からAG19項】

(d) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの

(i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を受け取る義務があるか、又はその可能性があるもの

- (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの。この目的上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分類されるプットブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

【参照：

第21項、第22項及びAG27項(d)

結論の根拠BC4項及びBC6項からBC15項】

【金融資産ではない項目の例について、AG9項からAG12項にリンク】

金融負債とは、次のような負債をいう。

- (a) 次のいずれかの契約上の義務 **【参照：第13項及びAG12項】**

- (i) 他の企業に現金又は他の金融資産を支払う。^{E2, E3}

【参照：

資本と負債の区別に関する情報について、第16項(a)(i)及び第17項から第20項

AG4項からAG8項、AG25項及びAG26項

結論の根拠BC7項からBC9項】

- (ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する。

【参照：

資本と負債の区別に関する情報について、第16項(a)(i)及び第17項から第20項

AG7項及びAG16項からAG19項】

- (b) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの

- (i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるか又はその可能性があるもの

- (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの^{E4}。この目的上、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性金融商品を取得する権利、オプション又は新株予約権は、企業が当該権利、オプション又は新株予約権をデリバティブ以外の同一

クラスの企業自身の資本性金融商品の現存の所有者のすべてに比例的に提供する場合に
は、資本性金融商品である【参照：結論の根拠BC4A項からBC4K項】。また、これらの目
的の上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分
類されるプッタブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者
に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に
分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する
契約である金融商品は含まない。

【参照：

資本と負債の区別に関する情報について、第16項(b)(i)、第21項から第24項及びAG27項
結論の根拠BC10項からBC15項】

例外として、金融負債の定義を満たす金融商品が、第16A項及び第16B項又は第16C項及び
第16D項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類される。

【参照：

AG14A項からAG14J項及びAG29A項
結論の根拠BC50項からBC74項】

資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対しての残余持分を証する契約であ
る。

【参照：

第15項、第16項、AG13項及びAG14項
結論の根拠BC6項】

公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るで
あろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう（IFRS 第13号「公正価値測定」参照）

プッタブル金融商品とは、現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者に売り戻す権利を保
有者に与えているか、あるいは不確実な将来の事象又は当該金融商品の保有者の死亡若しくは退職が
発生した時に発行者に自動的に売り戻される金融商品をいう。

表 示

負債及び資本（AG13項からAG14J項及びAG25項からAG29A項も参照）

- 16 発行者が、第11項における定義を適用して、ある金融商品が金融負債ではなく資本性金融商品であ
るかどうかを判定する際に、次の条件(a)及び(b)の両方に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、当
該金融商品は資本性金融商品である。^{E8}

- (a) 当該金融商品が、次のような契約上の義務を含んでいないこと。
- (i) 現金又は他の金融資産を他の企業に引き渡す義務
【第17項から第20項及び第25項にリンク】
 - (ii) 当該発行者にとって潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産又は金融負債を交換する義務
【AG16項からAG18項にリンク】
- (b) 当該金融商品が企業自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性がある場合には、次のいずれかであること。
- 【第21項から第24項及びAG27項にリンク】
- (i) 自らの資本性金融商品の可変数を発行者が引き渡す契約上の義務を含んでいない非デリバティブ
 - (ii) 固定額の現金又は他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるデリバティブ。この目的上、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性金融商品を取得する権利、オプション又は新株予約権は、企業が当該権利、オプション又は新株予約権をデリバティブ以外の同一クラスの企業自身の資本性金融商品の現存の所有者のすべてに比例的に提供する場合には、資本性金融商品である【参照：結論の根拠BC4A項からBC4K項】。また、これらの目的上、発行者自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項に示す特徴と条件のすべてを満たす金融商品や、企業自身の資本性金融商品の将来の受取り又は引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

プッタブル金融商品

16A プッタブル金融商品は、プットの行使時に現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者が買い戻すか又は償還する契約上の義務を含んでいる。金融負債の定義の例外として、このような義務を含んだ金融商品が、次の特徴のすべてを有している場合には、資本性金融商品に分類される^{E9}【参照：AG29A項】。

- (a) 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること。企業の純資産とは、その資産に対する他のすべての請求権を控除した後に残る資産である。比例的な取り分は、次により算定される。
 - (i) 企業の清算時の純資産を同額の単位に分割し、
 - (ii) その金額に当該金融商品の保有者が有する単位数を乗じる。

- (b) 当該金融商品が、他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していること。このようなクラスに属するためには、その金融商品は、
- (i) 清算時において企業の資産に対する他の請求権に対する優先権がなく、かつ、
 - (ii) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する前に他の金融商品に転換される必要がない。

【参照：AG14A項からAG14D項】

- (c) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品が、同一の特徴を有していること。例えば、それらはすべてプッタブルでなければならず、買戻し価格又は償還価格の計算に用いられる算式又は他の方法は、そのクラスのすべての金融商品について同じである。^{E10}
- (d) 発行者が現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を買戻すか又は償還する契約上の義務を別にして、当該金融商品が、現金又は他の金融資産を他の企業に引き渡す義務あるいは金融資産又は金融負債を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務を含んでおらず、かつ、金融負債の定義の(b)に示されているような企業自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性がある契約ではないこと。
- (e) 当該金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に、純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に基づいていること。 **【参照：AG14E項】**

16B ある金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、当該金融商品が上記の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。

- (a) 純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額
- (b) プッタブル金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果

この条件を適用する目的上、企業は、第16A項に示した金融商品の保有者との非金融契約のうち、金融商品の保有者以外の者と発行企業との間で生じるかもしれない同等の契約の契約条件に類似した契約条件を有するものを考慮してはならない。企業がこの条件が満たされていると判断できない場合には、そのプッタブル金融商品を資本性金融商品に分類してはならない。

【参照：AG14J項】

清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品又は金融商品の構成部分

【参照：結論の根拠BC64項からBC68項】

16C 金融商品の中には、清算時にのみ発行企業の純資産の比例的な取り分を他の企業に引き渡すという発行企業の契約上の義務を含むものがある。この義務は、清算が発生することが確実で企業の統制外（例えば、存続期間が有限の企業）であるか、又は発生が不確実ではあるが当該金融商品の保有者に選択権があることにより生じる。金融負債の定義の例外として、このような義務を含んだ金融商品が、次の特徴のすべてを有している場合には、資本性金融商品に分類される **【参照：AG29A項】**。

(a) 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること。企業の純資産とは、その資産に対する他のすべての請求権を控除した後に残る資産である。比例的な取り分は次により算定される。

(i) 企業の清算時の純資産を同額の単位に分割し、

(ii) その金額に当該金融商品の保有者が有する単位数を乗じる。

(b) 当該金融商品が、他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していること。このようなクラスに属するためには、その金融商品は、

(i) 清算時において企業の資産に対する他の請求権に対する優先権がなく、かつ、

(ii) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する前に他の金融商品に転換される必要がない。

【参照：AG14A項からAG14D項】

(c) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品は、発行企業が清算時に純資産の比例的な取り分を引き渡す同一の契約上の義務を有していなければならない。

【参照：AG14F項からAG14I項】

16D ある金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、当該金融商品が前述の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。

(a) 純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額

(b) その金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果

この条件を適用する目的上、企業は、第16C項に示した金融商品の保有者との非金融契約のうち、金融商品の保有者以外の者と発行企業との間で生じるかもしれない同等の契約の契約条件に類似した契約条件を有するものを考慮してはならない。企業がこの条件が満たされていると判断できない場合には、その金融商品を資本性金融商品に分類してはならない。

【参照：AG14J項】

19 契約上の義務を決済するために現金又は他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を企業が有していない場合には、第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるものを除き、当該義務は金融負債の定義に該当する **【参照：第16項(a)(i)、第25項及びAG28項】**。例えば、

- (a) 外貨が利用できないことや、支払について監督当局の承認を要することなど、企業が義務を履行する能力に対する制約は、当該金融商品による企業の契約上の義務あるいは保有者の権利を無効にするものではない。
- (b) 相手方が償還権を行使することを条件とする契約上の義務は、現金又は他の金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を企業が有していないので、金融負債である。

【参照：IFRIC 第2号】

AG26 優先株式が償還可能でない場合には、適切な分類は付帯する他の権利によって判定される。分類は、契約上の取決めの実質の評価 **【参照：第18項】** と、金融負債及び資本性金融商品の定義 **【参照：第11項】** に基づいて行われる。優先株式の保有者への分配が、累積的か非累積的かを問わず、発行者の自由裁量である場合 **【参照：第17項】** には、当該株式は資本性金融商品である^{E21}。優先株式を資本性金融商品と金融負債のいずれに分類するかは、例えば次のような事項には影響されない。

- (a) 分配を行った実績
- (b) 将来において分配を行う意図
- (c) 配当をしなかった場合に発行者の普通株式の株価に対して考えられる悪影響（優先株式への配当が支払われなかった場合の、普通株式への配当支払の制限による）
- (d) 発行者の積立金の金額
- (e) 発行者の純損益の予想
- (f) 発行者が純損益の額に影響を与える能力の有無

【参照：

第11項（金融負債の定義）及び第16項

IFRIC 第2号]

財務報告に関する概念フレームワーク

- 4.33 企業の財務諸表を継続企業の前提に基づいて作成することが適切であるという結論は、当該企業は移転を回避する実際上の能力を有しておらず、当該移転は当該企業の清算又は営業停止によってしか回避できないとの結論も含意している。

以 上